

令和5(2023)年度食品表示合同監視調査結果について(概要)

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し選択するための重要な情報源であり、食品の安全と消費者の信頼確保に重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)」に基づき、8月及び12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め事業者に対する食品表示に係る指導を強化し、更に、強化月間を含む7月から翌年1月までの期間において、食品表示に係る関係機関が合同で食品表示の監視指導を実施して不適正な表示の食品を市場から排除するとともに、表示の適正化に努めました。

令和5(2023)年4月から令和6(2024)年3月までに実施した合同監視の調査結果の概要は以下のとおりです。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日
- (2) 関係機関
県：保健福祉部生活衛生課、各健康福祉センター
市：宇都宮市保健所
- (3) 調査方法
「令和5(2023)年度食品表示適正化強化月間合同監視実施マニュアル」の
とおり
- (4) 調査回数 23回
- (5) 調査施設数 98施設
県西：10施設、県東：8施設、県南：20施設、県北：22施設、安足：16施設、
宇都宮市：22施設

2 調査結果

調査の結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、アレルギー表示の欠落又は誤記等については、商品の撤去や店頭における表示の訂正等を指導しました。更に、食品表示の記載漏れ等の軽微な不適事項については、口頭により改善を指導しました。

- (1) 主な不適事項(調査を実施した施設の内30%以上の施設に指摘があった事項)
 - ①食品表示法
 - 衛生事項
 - ・アレルギー表示の欠落又は誤記(45施設 46%)
 - ・食品添加物の欠落又は誤記(39施設 40%)
 - ・値下げシール貼付等により表示内容が見えない又はわかりにくい(35施設 36%)
 - 品質事項
 - ・原産地(原料原産地を含む)の欠落又は誤記(61施設 62%)
 - ・原材料名表示の欠落又は誤記(48施設 49%)
 - ・名称の欠落又は誤記(33施設 34%)
 - 保健事項
 - ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の誤記(59施設 60%)
 - ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の欠落(31施設 32%)
 - ②健康増進法
 - ・健康増進に関する虚偽・誇大表示(37施設 38%)